

1 調査名称：三田市都市計画道路網見直し業務

2 調査主体：三田市

3 調査圏域：三田市全域

4 調査期間：令和5年度

5 調査概要：

人口減少や少子高齢化により、将来の都市構造が大きく変化していくことが予想される中、持続可能な都市構造を目指し、これからの本市の道路網のあり方について、調査・検討を行い、長期未着手となっている都市計画道路についての必要性を検証する必要がある。

見直し業務は兵庫県が平成23年3月に策定した「都市計画道路見直しガイドライン」及び本市が令和5年11月に策定した「三田市都市計画道路網見直しガイドライン」に即して検証を進め、都市計画道路の存続、変更又は廃止の方針を決定することで、土地利用制限の解消や持続可能な都市構造の実現に向けた効果的・効率的な道路網の整備へとつなげていくことを目的に実施した。

## I 調査概要

1 調査名称：令和5年度 三田市都市計画道路網見直し業務

### 2 報告書目次

#### 1. 業務概要

- 1.1 業務目的
- 1.2 業務概要
- 1.3 業務位置
- 1.4 業務数量
- 1.5 業務フロー

#### 2. 交通量推計

- 2.1 交通量推計の概要
- 2.2 交通量配分用データの作成
- 2.3 現況再現性の検証
- 2.4 将来交通量推計（各都市計画道路整備時の検証）
- 2.5 将来交通量推計（都市計画道路網見直し結果の反映）

#### 3. 都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討

- 3.1 三田市を取り巻く状況及び道路好通課題の分析
- 3.2 都市計画道路見直しの方向性
- 3.3 三田市都市計画道路網見直しガイドライン
- 3.4 都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討
- 3.5 路線毎の方向性まとめ

#### 4. 路線別カルテの作成

- 4.1 路線別カルテの作成

3 調査体制

所管課による調査である

4 委員会名簿等

なし

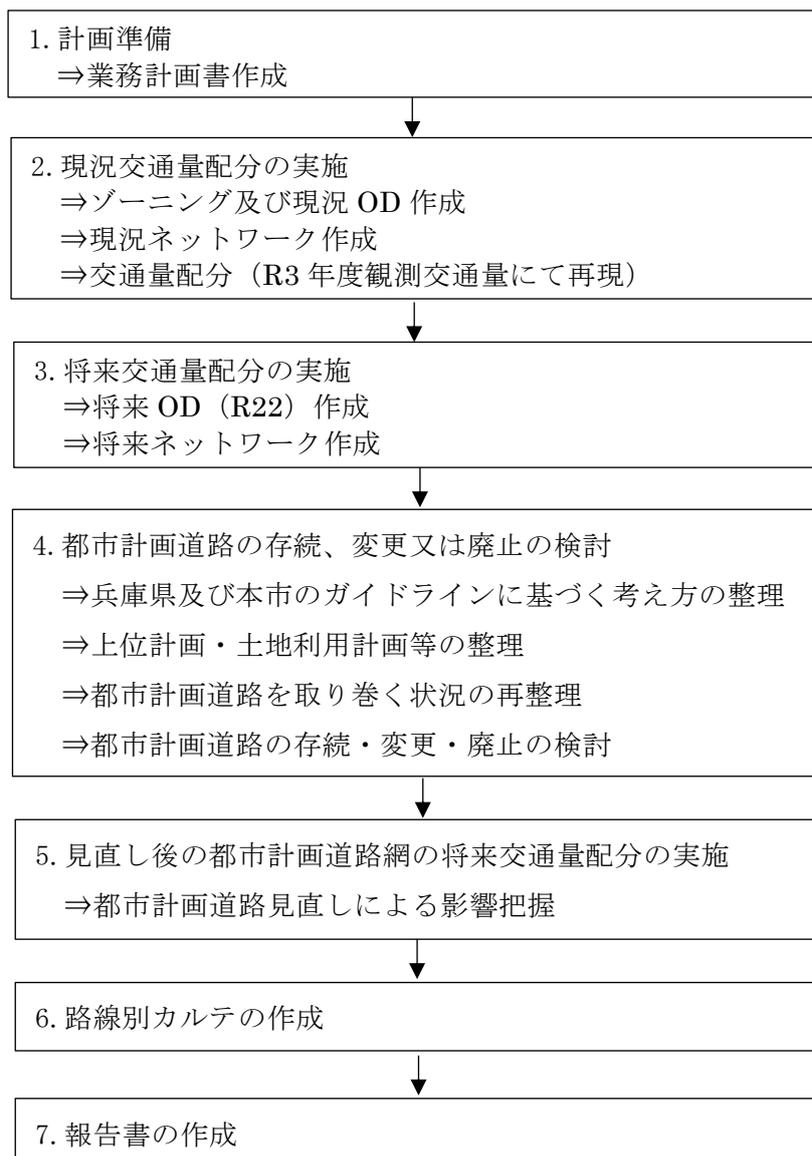
## II 調査成果

### 1 調査目的

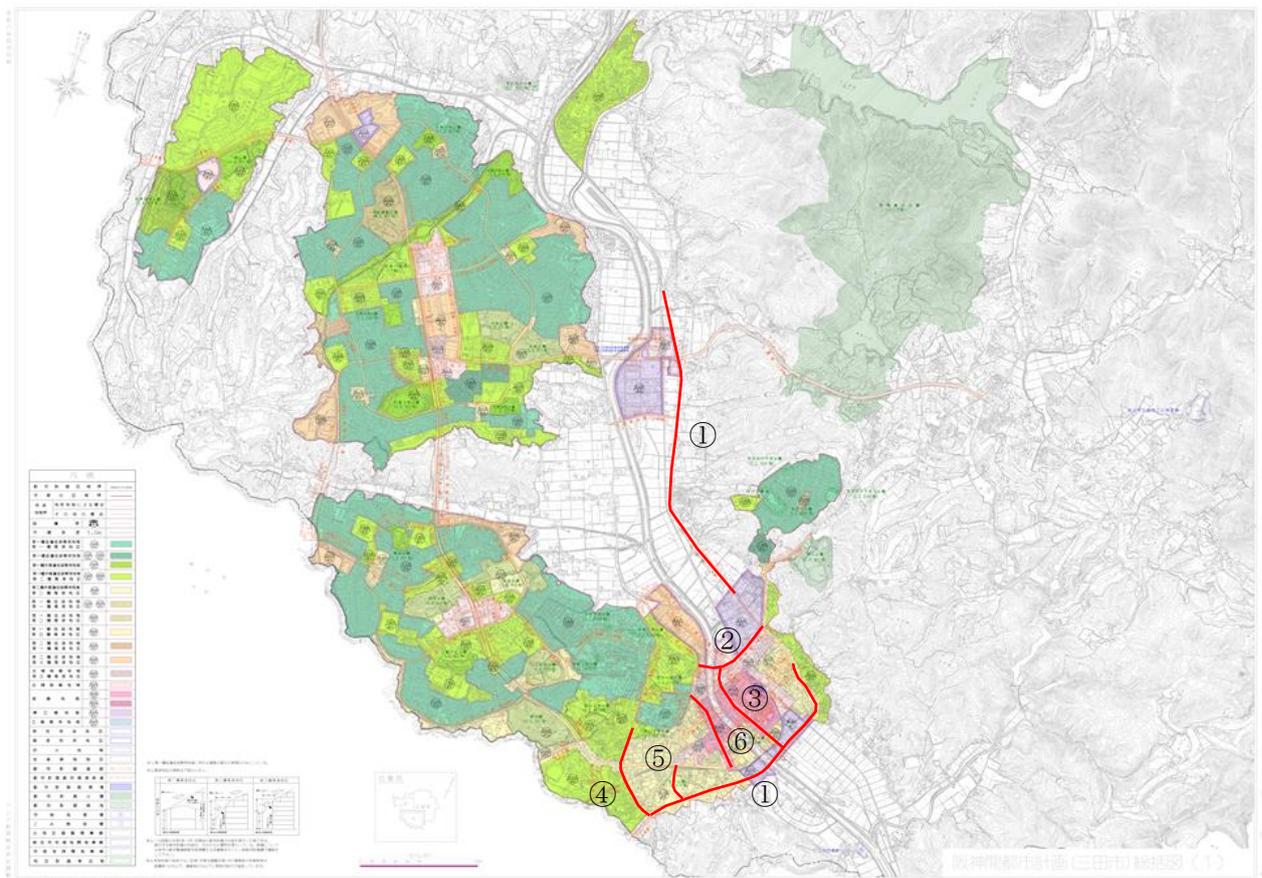
本業務は、人口減少や少子高齢化により、将来の都市構造が大きく変化していくことが予想される中、持続可能な都市構造を目指すため、長期未着手となっている都市計画道路について、その必要性・実現性を検証し、都市計画道路の存続、変更または廃止の方針を決定することで、土地利用制限の解消や持続可能な都市構造の実現に向けた効果的・効率的な道路網の整備へとつなげていくことを目的とする。

### 2 調査フロー

#### 《業務の全体構成フロー》



### 3 調査圏域図



《見直し対象路線》

- ①国道線
- ②古城線
- ③三輪下田中線
- ④横山天神線
- ⑤八景線
- ⑥本町西山線

## 4 調査成果

### 4-1 交通量推計

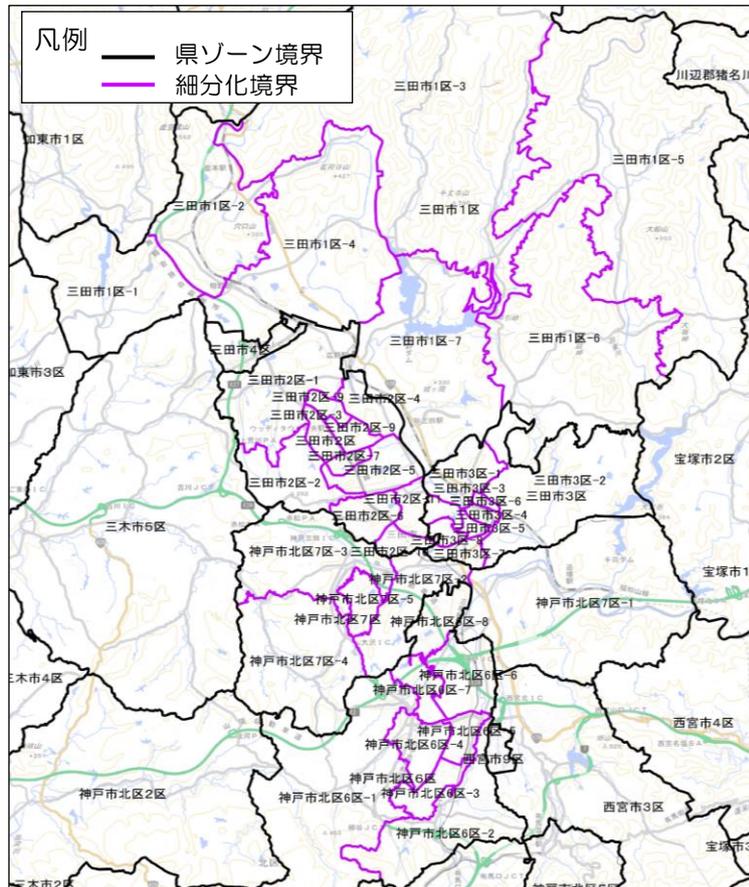
#### 1) 交通量配分用データの作成

#### 交通量配分用データ作成概要

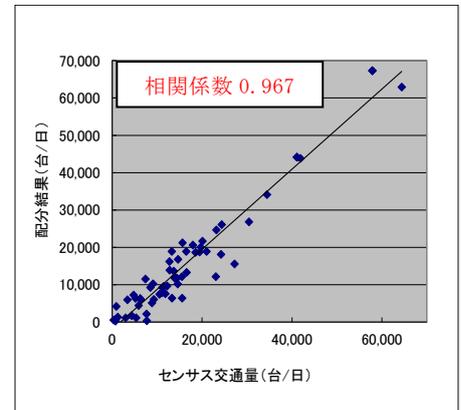
項目	内容
ベースデータ	兵庫県全域将来交通量推計貸出データ（現況 H27 年、将来 R22 年） 兵庫県土木部道路企画課
OD 表	現況：平成 27 年 OD 将来：令和 22 年 OD
交通量配分手法	転換率実用配分
現況再現年次	令和 3 年
QV モデル	兵庫県全域将来交通量推計貸出データの QV 条件を主に踏襲し、新たな QV 条件を適宜追加
ゾーニング	兵庫県全域将来交通量推計貸出データを基に三田市および神戸市北区を細分化

#### ゾーニング図

(兵庫県データにおいて三田市・神戸市北区を細分化)

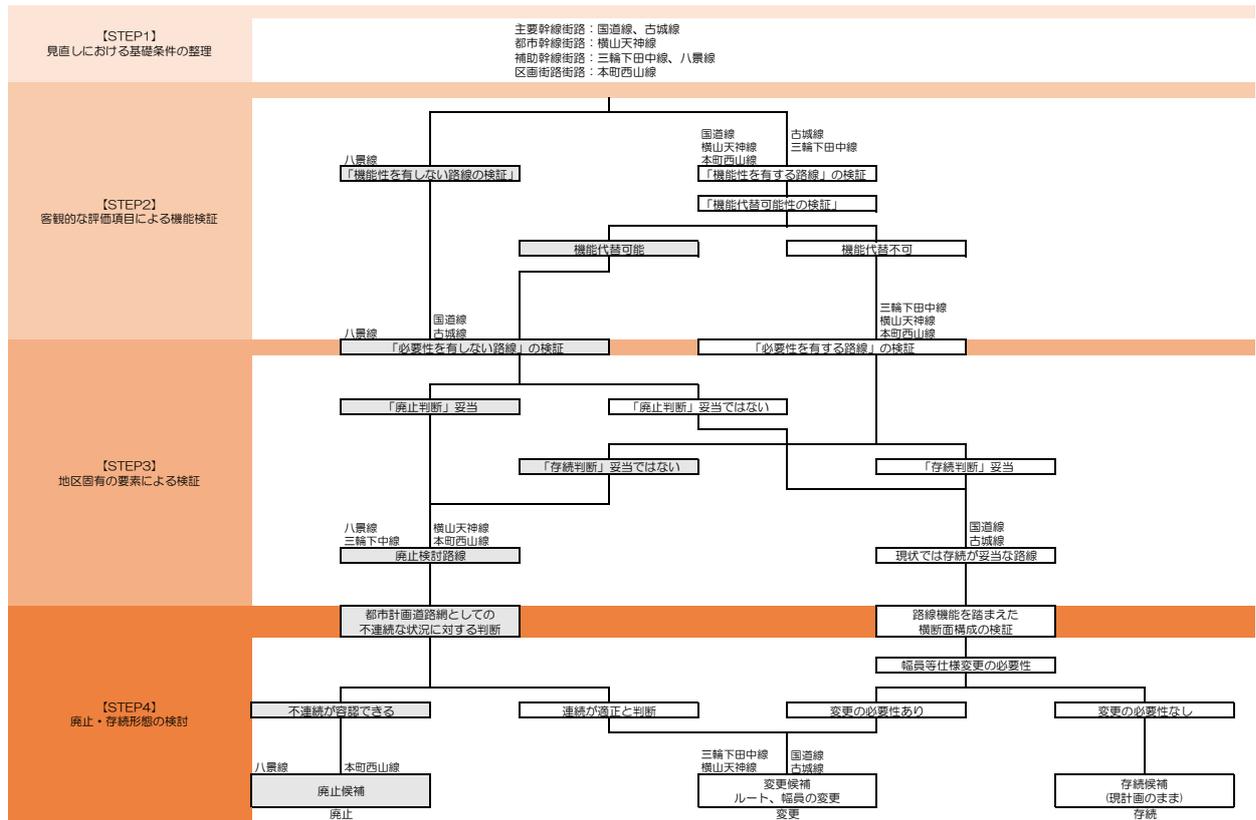


#### 現況再現性の検証

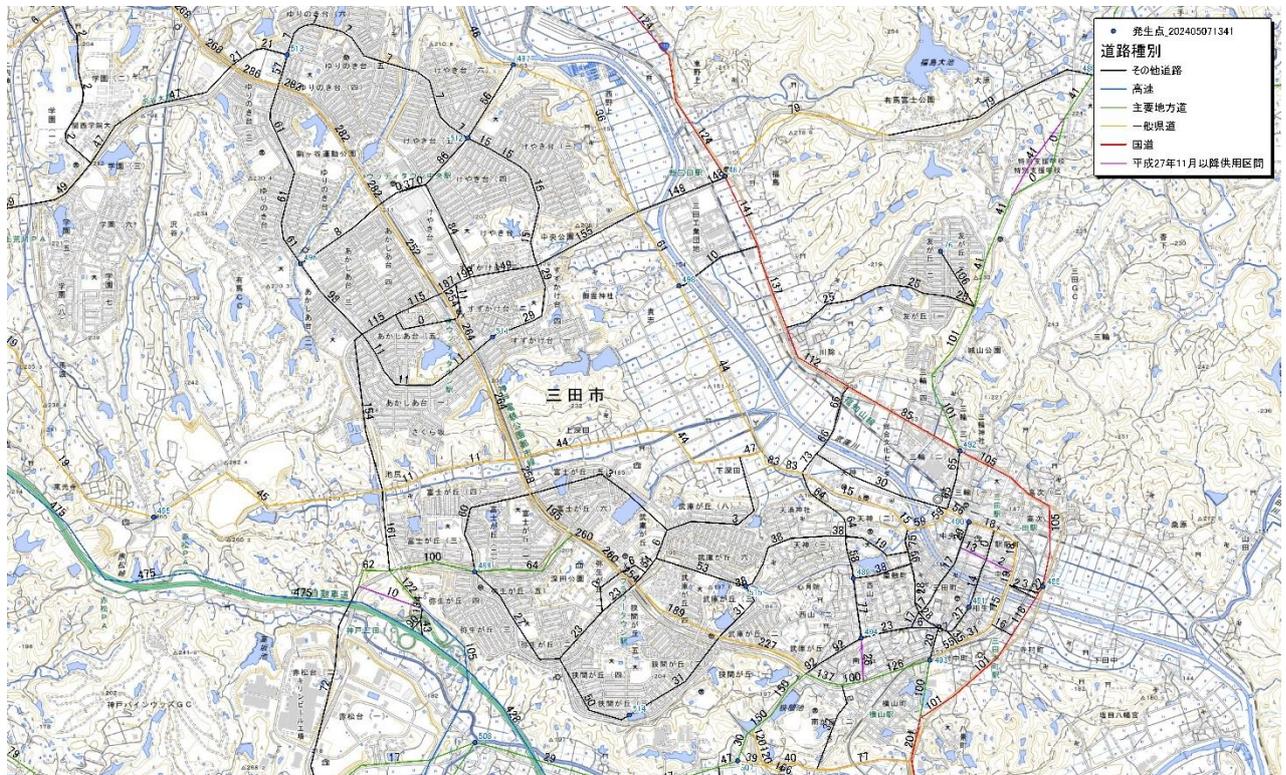


相関係数は 0.967 であり現況再現性が確保された配分モデルであることが確認できる。

## 4-2 都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討



## 4.3 都市計画道路見直し後の交通量推計



都市計画道路網見直し結果を反映した将来交通量推計を実施するとともに、周辺の道路ネットワーク等における交通量・容量等を確認し、「交通円滑化」の視点による検証を行い、問題ないことを確認した。

#### 4.4 路線別カルテの作成

##### 《都市計画道路 国道線》

STEP 1			
路線の階属性	主要幹線街路 ・トラフィック機能及びアクセス機能ともに判定項目該当あり ・将来交通量配分結果（フルネット）が8,000台/日以上		
地域づくりの方向性	—		
上位計画での位置付け	多角的視点から道路網を検討し、事業化の見込めない区間については都市計画の見直しを進める（三田市都市計画マスタープラン）		
STEP 2			
2-1 客観的な評価項目による機能検証/2-2 機能代替可能性の検証			
内容	判定		判断内容
	路線機能	機能代替	
(1)交通機能			
①交通処理	①該当しない	②検証不要	①断面混雑度1.25未満である
②自転車歩行者ネットワーク	②該当する	②検証不要	②現道の歩行者が少ない（HI7センサス）ため整備効果が薄い
③通学路	③該当しない	②検証不要	③通学路の指定なし
④観光アクセス	④該当しない	②検証不要	④観光地に直接アクセスしない
(2)都市環境機能			
①駅周辺交通環境改善	①該当する	①代替可能	①代替路線で機能代替が可能である（断面混雑度1.25未満）
②景観向上	②該当しない	②検証不要	②都計マスタープラン(R5~14)、景観計画等への位置付けなし
(3)防災機能			
①延焼遮断機能	①該当する	①検証不要	①現道が既に延焼遮断機能を有している
②緊急避難路への位置付け	②検証不要	②検証不要	②主要幹線街路であるため検証不要
③緊急車両の走行性向上	③検証不要	②検証不要	③主要幹線街路であるため検証不要
④消防活動の円滑化	④検証不要	②検証不要	④主要幹線街路であるため検証不要
(4)収容空間機能			
①路線バス	①該当しない	②検証不要	①現道に歩道が整備されているため、該当しない
(5)市街地形成			
①面整備の計画	①該当しない	②検証不要	①R6年4月1日に都市計画（対中町土地区画整理事業）廃止の告示予定。
STEP 3			
3-1 必要性を有しない路線の検証			
内容	判定	判断内容	
(1)周辺まちづくり・プロジェクト等への影響	廃止判断は妥当ではない	三田市都市計画マスタープランにおいて、災害時発生時におけるネットワークが維持されるよう整備を進めるとされる	
(2)隣接して平行する道路への混雑影響	廃止判断は妥当	断面混雑度が1.25未満かつ路線整備により混雑軽減が見込めない	
(3)既に大部分が完成している路線	廃止判断は妥当	現道が混雑しておらずボトルネックになっていない	
(4)沿道にセットバックしている建物が多い路線	廃止判断は妥当	セットバックされていない	
(5)ネットワークとしての連続性に支障がある路線	廃止判断は妥当	不要な迂回の発生や、それに伴う交通混雑等が発生しない	
(6)整備に対する住民要望が強い路線	廃止判断は妥当	住民要望なし	
STEP 4			
4-2 存続形態の検討（存続形態の一例）			
標準横断面構成の検証 【道路種別】第4種第1級 【車線数】2車線			
※検討段階のものであり、今後変更となる可能性があります			

##### 都市計画の見直し結果の概要

- ・国道線は部分完了路線であり、全区間が車道2車線供用済みである。
- ・市ガイドラインによる評価結果⇒「**変更路線**」
- ・標準横断面構成の検討においては、沿道施設立地の状況を考慮しながら、区間ごとに必要幅員と使用可能な幅員のすり合わせを行う必要がある。

《都市計画道路 古城線》

STEP 1			
路線の階属性	主要幹線街路 ・トラフィック機能及びアクセス機能ともに判定項目該当あり ・将来交通量配分結果（フルネット）が8,000台/日以上		
地域づくりの方向性	—		
上位計画での位置付け	多角的視点から道路網を検討し、事業化の見込めない区間については都市計画の見直しを進める（三田市都市計画マスタープラン）		
STEP 2			
2-1 客観的な評価項目による機能検証/2-2 機能代替可能性の検証			
内容	判定		判断内容
	路線機能	機能代替	
(1)交通機能			
①交通処理	①該当しない	①代替可能	①断面混雑度1.25未満である
②自転車歩行者ネットワーク	②該当する	②代替可能	②近隣の市道で機能代替が可能である
③通字路	③該当しない	③代替可能	③通字路の指定なし
④観光アクセス	④該当しない	④代替可能	④観光地に直接アクセスしない
(2)都市環境機能			
①駅周辺交通環境改善	①該当する	①代替可能	①代替路線で機能代替が可能である（断面混雑度1.25未満）
②景観向上	②該当しない	②代替可能	②都計マスタープラン(R5~14)、景観計画等への位置付けなし
(3)防災機能			
①延焼遮断機能	①該当する	①検証不要	①現道が既に延焼遮断機能を有している
②緊急避難路への位置付け	②検証不要	②検証不要	②主要幹線街路であるため検証不要
③緊急車両の走行性向上	③検証不要	③検証不要	③主要幹線街路であるため検証不要
④消防活動の円滑化	④検証不要	④検証不要	④主要幹線街路であるため検証不要
(4)収容空間機能			
①路線バス	①該当しない	①代替可能	①現道に歩道が整備されているため、該当しない
(5)市街地形成			
①面整備の計画	①該当しない	①代替可能	①R6年4月1日に都市計画（対中町土地区画整理事業）廃止の告示予定。
STEP 3			
3-1 必要性を有しない路線の検証			
内容	判定	判断内容	
(1)周辺まちづくり・プロジェクト等への影響	廃止判断は妥当ではない	三田市都市計画マスタープランにおいて、災害時発生時におけるネットワークが維持されるよう整備を進めるとされる	
(2)隣接して平行する道路への混雑影響	廃止判断は妥当	断面混雑度が1.25未満かつ路線整備により混雑軽減が見込めない	
(3)既に大部分が完成している路線	廃止判断は妥当	現道が混雑しておらずボトルネックになっていない	
(4)沿道にセットバックしている建物が多い路線	廃止判断は妥当	セットバックされていない	
(5)ネットワークとしての連続性に支障がある路線	廃止判断は妥当	不要な迂回の発生や、それに伴う交通混雑等が発生しない	
(6)整備に対する住民要望が強い路線	廃止判断は妥当	住民要望なし	
STEP 4			
4-2 存続形態の検討（存続形態の一例）			
標準横断面構成の検証 【道路種別】第4種第2級 【車線数】2車線			
※検討段階のものであり、今後変更となる可能性があります			

都市計画の見直し結果の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・古城線は概成済路線であり、全区間が車道2車線供用済みである。歩道については片側のみ供用されており、区間ごとに供用されている側が異なる。</li> <li>・市ガイドラインによる評価結果⇒「<b>変更路線</b>」</li> <li>・標準横断面構成の検討においては、沿道施設立地の状況を考慮しながら、区間ごとに必要幅員と使用可能な幅員のすり合わせを行う必要がある。</li> </ul>

《都市計画道路 古城線》

STEP 1	
路線の階属性	都市幹線街路 ・トラフィック機能及びアクセス機能ともに判定項目該当なし ・将来交通量配分結果（フルネット）が8,000台/日以上
地域づくりの方向性	—
上位計画での位置付け	多角的視点から道路網を検討し、事業化の見込めない区間については都市計画の見直しを進める（三田市都市計画マスタープラン）

STEP 2			
2-1 客観的な評価項目による機能検証/2-2 機能代替可能性の検証			
内容	判定		判断内容
	路線機能	機能代替	
(1)交通機能			
①交通処理	①該当しない	①代替可能	①断面混雑度1.25未満である
②自転車歩行者ネットワーク	②検証対象外	②代替可能	②現道なし
③通学路	③検証対象外	③代替可能	③通学路の指定なし
④観光アクセス	④該当しない	④代替可能	④観光地に直接アクセスしない
(2)都市環境機能			
①駅周辺交通環境改善	①該当する	①代替可能	①代替路線で機能代替が可能である（断面混雑度1.25未満）
②景観向上	②該当しない	②代替可能	②都計マスタープラン(R5～14)、景観計画等への位置付けなし
(3)防災機能			
①延焼遮断機能	①該当する	①代替不可	①他路線で機能代替は不可である
②緊急避難路への位置付け	②検証不要	②代替不可	②主要幹線街路であるため検証不要
③緊急車両の走行性向上	③検証不要	③代替不可	③主要幹線街路であるため検証不要
④消防活動の円滑化	④検証不要	④代替不可	④主要幹線街路であるため検証不要
(4)収容空間機能			
①路線バス	①検証対象外	①代替可能	①現道なし
(5)市街地形成			
①面整備の計画	①該当しない	①代替可能	①西山土地区画整理事業、天神土地区画整理事業に路線全体として該当するが、それぞれ区域内の事業は完了している。

STEP 3		
3-2 必要性を有する路線の検証		
内容	判定	判断内容
(1)文化財や景観に与える影響	存続判断は妥当	歴史的資産と近接しない
(2)河川や鉄道等に与える影響	存続判断は妥当ではない	私鉄神戸電鉄三田線との交差部分を立体交差とするために、沿道施設立地に多大な影響を及ぼす
(3)公共・公益施設や商店街等に与える影響	存続判断は妥当	公共公益施設や商店街に影響しない
(4)市街地形成に与える影響	存続判断は妥当	既成街区を不整形に分断しない
(5)縦断線形等道路構造上の問題を抱える路線	存続判断は妥当ではない	私鉄神戸電鉄三田線との交差部分を立体交差とするために、沿道施設立地に多大な影響を及ぼす
(6)都市計画決定とズレが生じている路線	検証対象外	現道なし
(7)地元合意	存続判断は妥当	廃止の住民要望なし

STEP 4			
4-1 廃止形態の検討			
内容	不連続な状況に対する判断		判断
	路線機能	機能代替	
自動車ネットワーク	代替経路となる(主)西脇三田線・(市)三田駅前線・(市)鳴ヶ谷京口線が2車線で整備されており、連続性が確保されている。	○	連続が適正と判断
歩行者ネットワーク	代替経路となる(市)鳴ヶ谷京口線の一部区間で歩行者動線が確保されていない。	×	
自転車ネットワーク	「三田市自転車ネットワーク(H29.1)」では(都)横山天神線の改良区間が自転車レーンの整備形態となっているが、見直し対象区間において、平行路線に同等の機能を有する路線はない。	×	

都市計画の見直し結果の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・横山天神線は部分完了路線であり、検証区間より北側が供用済みであるが、検証区間は未整備である。</li> <li>・市ガイドラインによる評価結果⇒「変更路線」</li> <li>・STEP3で「存続判断は妥当ではない」と結論に至った私鉄神戸電鉄三田線との交差区間を「廃止」とし、その他区間を「存続」とした。</li> </ul>	

《都市計画道路 三輪下田中線》

STEP 1	
路線の階属性	補助幹線街路 ・トラフィック機能及びアクセス機能ともに判定項目該当なし ・将来交通量配分結果（フルネット）が8,000台/日未満
地域づくりの方向性	—
上位計画での位置付け	・多角的視点から道路網を検討し、事業化の見込めない区間については都市計画の見直しを進める（三田市都市計画マスタープラン） ・県の道路整備の基本方針に基づく事業であり、後期(2024~2028)事業として位置付けられる。（道路の整備に関するプログラム（兵庫県））

STEP 2			
2-1 客観的な評価項目による機能検証 / 2-2 機能代替可能性の検証			
内容	判定		判断内容
	路線機能	機能代替	
(1)交通機能			
①交通処理	①検証不要	①検証不要	①補助幹線街路であるため検証不要
②自転車歩行者ネットワーク	②検証対象外	②検証対象外	②現道なし
③通学路	③検証対象外	③検証対象外	③現道なし
④観光アクセス	④検証不要	④検証不要	④補助幹線街路であるため検証不要
(2)都市環境機能			
①駅周辺交通環境改善	①検証不要	①検証不要	①補助幹線街路であるため検証不要
②景観向上	②該当する	②代替不可	②歴史的資産と近接
(3)防災機能			
①延焼遮断機能	①該当する	①代替不可	①他路線で機能代替は不可である
②緊急避難路への位置付け	②該当しない	②代替不可	②災害時重要路線に該当しない
③緊急車両の走行性向上	③検証対象外	③検証対象外	③現道なし
④消防活動の円滑化	④該当する	④代替不可	④他路線で機能代替は不可である
(4)収容空間機能			
①路線バス	①検証対象外	①検証対象外	①現道なし
(5)市街地形成			
①面整備の計画	①該当しない	①検証対象外	①面整備の整備計画なし

STEP 3		
3-2 必要性を有する路線の検証		
内容	判定	判断内容
(1)文化財や景観に与える影響	存続判断は妥当ではない	歴史的資産と近接する
(2)河川や鉄道等に与える影響	存続判断は妥当ではない	私鉄神戸電鉄三田線との交差部分を立体交差とするために、沿道施設立地に多大な影響を及ぼす
(3)公共・公益施設や商店街等に与える影響	存続判断は妥当	公共公益施設や商店街に影響しない
(4)市街地形成に与える影響	存続判断は妥当	既成街区を不整形に分断しない
(5)縦断線形等道路構造上の問題を抱える路線	存続判断は妥当ではない	私鉄神戸電鉄三田線との交差部分を立体交差とするために、沿道施設立地に多大な影響を及ぼす
(6)都市計画決定とズレが生じている路線	検証対象外	現道なし
(7)地元合意	存続判断は妥当	廃止の住民要望なし

STEP 4				
4-1 廃止形態の検討				
項目	内容	不連続な状況に対する判断		判断
項目	自動車ネットワーク	近隣の平行する現道が(都)三輪下田中線と同等の機能を有しておらず、連続性が確保されていない。	×	連続が適正と判断
	歩行者ネットワーク	近隣の平行する現道が(都)三輪下田中線と同等の機能を有しておらず、連続性が確保されていない。	×	
	自転車ネットワーク	近隣の平行する現道が(都)三輪下田中線と同等の機能を有しておらず、連続性が確保されていない。	×	

都市計画の見直し結果の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三輪下田中線は未整備路線であり、検証区間には住居等が連担している。</li> <li>・市ガイドラインによる評価結果⇒「変更路線」</li> <li>・STEP3で「存続判断は妥当ではない」と結論に至った私鉄神戸電鉄三田線との交差区間および歴史的資産との近接区間を「廃止」とし、その他区間を「存続」とした。</li> </ul>

《都市計画道路 八景線》

STEP 1	
路線の階属性	補助幹線街路 ・トラフィック機能及びアクセス機能ともに判定項目該当なし ・将来交通量配分結果（フルネット）が8,000台/日未満
地域づくりの方向性	地区計画のまちづくりによる都市基盤施設整備
上位計画での位置付け	多角的視点から道路網を検討し、事業化の見込めない区間については都市計画の見直しを進める（三田市都市計画マスタープラン）

STEP 2			
2-1 客観的な評価項目による機能検証/2-2 機能代替可能性の検証			
内容	判定		判断内容
	路線機能	機能代替	
(1)交通機能			
①交通処理	①検証不要	△	①補助幹線街路であるため検証不要
②自転車歩行者ネットワーク	②検証対象外	△	②現道重複なし
③通学路	③検証対象外	△	③現道なし
④観光アクセス	④検証不要	△	④補助幹線街路であるため検証不要
(2)都市環境機能			
①駅周辺交通環境改善	①検証不要	△	①補助幹線街路であるため検証不要
②景観向上	②該当しない	△	②都計マスタープラン(R5~14)、景観計画等への位置付けなし
(3)防災機能			
①延焼遮断機能	①該当しない	△	①延焼遮断機能を担うものとして位置づけられた路線でない
②緊急避難路への位置付け	②該当しない	△	②三田市地域防災計画
③緊急車両の走行性向上	③検証不要	△	③現道なし
④消防活動の円滑化	④検証不要	△	④地区計画のまちづくりによる現道拡幅によって確保
(4)取容空間機能			
①路線バス	①検証不要	△	①現道もなく、路線バスの導入予定もない
(5)市街地形成			
①面整備の計画	①該当しない	△	①R6年4月1日に都市計画（対中町土地区画整理事業）廃止の告示予定。

STEP 3		
3-1 必要性を有しない路線の検証		
内容	判定	判断内容
(1)周辺まちづくり・プロジェクト等への影響	廃止判断は妥当	三田駅前再開発、フラワータウン再生計画等のまちづくりに関わるプロジェクトに位置付けられた路線でない
(2)隣接して平行する道路への混雑影響	廃止判断は妥当	断面混雑度が1.25未満かつ路線整備により混雑軽減が見込めない
(3)既に大部分が完成している路線	検証対象外	八景線は未着手のバイパス道路（現道なし）であり、既に連続性は確保されている
(4)沿道にセットバックしている建物が多い路線	検証対象外	八景線は未着手のバイパス道路（現道なし）であり、沿線の開発等は進んでない
(5)ネットワークとしての連続性に支障がある路線	検証対象外	不要な迂回の発生や、それに伴う交通混雑等が発生しない
(6)整備に対する住民要望が強い路線	廃止判断は妥当	住民要望なし

STEP 4				
4-1 廃止形態の検討				
項目	内容	不連続な状況に対する判断		
		判断	判断	
項目	自動車ネットワーク	平行路線の(主)西脇三田線が2車線で整備されており、連続性が確保されている。	○	不連続が容認できる
	歩行者ネットワーク	平行路線の(主)西脇三田線で歩道が整備されており、連続性が確保されている。 ※(主)西脇三田線は部分的に歩道幅員が狭い区間があり、通学路としても利用されるため、歩行空間確保の検討余地がある	△	
	自転車ネットワーク	「三田市自転車ネットワーク（H29.1）」では平行路線の(主)西脇三田線が車道混在の位置付けとなっており、法規上幅員等に関する規定はない。車道混在の場合、自転車は車道を通行するため、車道と同様に連続性が確保されている。	○	

都市計画の見直し結果の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八景線は未整備路線であり、検証区間には住居や商業施設が立地する。</li> <li>・市ガイドラインによる評価結果⇒「<b>廃止路線</b>」</li> </ul>

《都市計画道路 本町西山線》

STEP 1 ※区画街路であるためガイドラインによる検証は行えない	
路線の階属性	区画街路 ・トラフィック機能及びアクセス機能ともに判定項目該当なし ・将来交通量配分結果（フルネット）が8,000台/日未満
地域づくりの方向性	—
上位計画での位置付け	多角的視点から道路網を検討し、事業化の見込めない区間については都市計画の見直しを進める（三田市都市計画マスタープラン）

STEP 2 ※区画街路であるためガイドラインによる検証は行えない			
2-1 客観的な評価項目による機能検証/2-2 機能代替可能性の検証			
内容	判定		判断内容
	路線機能	機能代替	
(1)交通機能			
①交通処理	①検証不要	①検証不要	①補助幹線街路であるため検証不要
②自転車歩行者ネットワーク	②該当する	②代替不可	②他路線で機能代替は不可である
③通学路	③該当する	③代替不可	③他路線で機能代替は不可である
④観光アクセス	④検証不要	④検証不要	④補助幹線街路であるため検証不要
(2)都市環境機能			
①駅周辺交通環境改善	①検証不要	①検証不要	①補助幹線街路であるため検証不要
②景観向上	②該当する	②代替不可	②歴史的資産と近接
(3)防災機能			
①延焼遮断機能	①該当しない	①検証不可	①計画幅員に延焼遮断機能が期待できない
②緊急避難路への位置付け	②該当しない	②検証不可	②災害時重要路線に該当しない
③緊急車両の走行性向上	③該当しない	③検証不可	③現道幅員が5.0m以上（緊急車両が通行可）
④消防活動の円滑化	④該当する	④代替不可	④他路線で機能代替は不可である
(4)収容空間機能			
①路線バス	①該当しない	①検証不可	①現道に路線バスが通行しないため該当しない
(5)市街地形成			
①面整備の計画	①該当しない	①検証不可	①面整備の整備計画なし

STEP 3 ※区画街路であるためガイドラインによる検証は行えない		
3-2 必要性を有する路線の検証		
内容	判定	判断内容
(1)文化財や景観に与える影響	存続判断は妥当ではない	歴史的資産と近接する
(2)河川や鉄道等に与える影響	存続判断は妥当	河川や鉄道に影響しない
(3)公共・公益施設や商店街等に与える影響	存続判断は妥当ではない	計画が三田本町通りセンター街に影響するため
(4)市街地形成に与える影響	存続判断は妥当	既成街区を不整形に分断しない
(5)縦断線形等道路構造上の問題を抱える路線	存続判断は妥当	問題なし
(6)都市計画決定とズレが生じている路線	存続判断は妥当	都市計画決定幅員内でズレが生じている
(7)地元合意	存続判断は妥当	廃止の住民要望なし

STEP 4 ※区画街路であるためガイドラインによる検証は行えない			
4-1 廃止形態の検討			
内容	不連続な状況に対する判断		判断
	路線機能	機能代替	
自動車ネットワーク	平行路線の(市)古城京口線が2車線で整備されており、連続性が確保されている。		○
歩行者ネットワーク	平行路線の(市)古城京口線で歩道が整備されており、連続性が確保されている。 ※(市)古城京口線は部分的に歩道幅員が狭い区間があり、通学路としても利用されるため、歩行空間確保の検討余地がある		△
自転車ネットワーク	「三田市自転車ネットワーク（H29.1）」では平行路線の(市)古城京口線が車道混在の位置付けとなっており、法規上幅員等に関する規定はない。車道混在の場合、自転車は車道を通行するため、車道と同様に連続性が確保されている。		○

都市計画の見直し結果の概要

- ・本町西山線は部分完了区間であり、検証区間沿道には住居が連担する他、歴史的風致(歴史的な街並み)が分布する。
- ・市ガイドラインによる評価結果⇒「**廃止路線**」
- ・本町西山線は、他路線と同様に「自動車、歩行者、自転車」による検証を実施したが、本路線は区画街路であることから、他路線(幹線街路)と同様の機能は求められない。